

葛飾区不燃化特区建替え助成金交付要綱

平成29年3月29日
28葛都推第832号
区 長 決 裁

(目的)

第1条 この要綱は、葛飾区（以下「区」という。）が助成対象老朽建築物の除却及び不燃化建築物への建替えを行う者に対して、その費用の一部を助成することにより、不燃化特区に指定された区域内において、燃え広がらない・燃えないまちづくりを推進し、もって大規模な地震等に伴い発生する火災から区民の生命、身体等の安全を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 不燃化特区 東京都不燃化推進特定整備地区制度要綱（平成25年3月29日24都市整防第598号）第2条第1号に規定する不燃化推進特定整備地区をいう。
- (2) 助成対象老朽建築物 次に掲げる要件を満たす建築物及び長屋区分所有部分をいう。
 - ア 区内の不燃化特区内にあること。
 - イ 主要構造部（2以上の主要構造部がある場合にあつては、建築物の延べ床面積の2分の1以上の部分の構造部）が木造又は軽量鉄骨造である一戸建ての住宅、長屋又は共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の3分の2未満のものに限る。）を含む。）であること。
 - ウ 耐用年限（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1に定める耐用年数をいう。）の2/3を経過していること。
- (2) の2 長屋区分所有部分 複数の区分所有者がいる長屋における1の区分所有者に係る専有部分（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第3項に規定する専有部分をいう。）をいう。
- (3) 不燃化建築物 次に掲げる要件を満たす建築物をいう。
 - ア 区内の不燃化特区内にあること。
 - イ 耐火建築物等（建築基準法（昭和25年法律201号。以下「法」という。）53条第3項第1号イに規定する耐火建築物等をいう。）又は準耐火建築物等（同号ロに規定する準耐火建築物等をいう。）であること。

ウ 東京都不燃化推進特定整備事業補助金交付要綱（令和3年3月2日2都市整防第728号。以下「都要綱」という。）第9条の表に規定する共同建替えの場合にあっては、都要綱第3条第11号アを満たす建築物であること。

（助成対象工事）

第3条 この要綱による助成（以下「助成金」という。）の対象となる工事（以下「助成対象工事」という。）は、平成29年4月1日以降に着手する、助成対象老朽建築物及びこれに付属する工作物を解体し、除却する工事（以下「除却工事」という。）並びに当該助成対象老朽建築物のあった敷地の全部又は一部を含む敷地において、不燃化建築物を建てる工事（以下「建替工事」という。）の両方を行う工事とする。

（助成対象経費）

第4条 助成金の対象となる経費は、次に掲げる経費とする。

- （1）除却工事に要する経費のうち、解体除却工事費
- （2）建替工事に要する経費のうち、建築設計・工事監理に要する経費及び建築工事費

（助成対象者）

第5条 助成金を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、助成対象老朽建築物の所有者（当該助成対象老朽建築物が長屋区分所有部分である場合にあっては当該長屋区分所有部分の区分所有者に限る。以下同じ。）又は所有者の2親等以内の親族その他の葛飾区長（以下「区長」という。）が認める者のいずれかであって、かつ、前条第1号及び第2号に掲げる経費の両方を支出する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、不燃化建築物の販売を目的とする者であると区長が認めるものは、助成対象者とししない。

（助成金額）

第6条 助成金の額は、次の表に掲げる除却工事に係る助成金（以下「除却工事助成金」という。）の額、建築設計・工事監理に係る助成金（以下「建築設計等助成金」という。）の額及び建築工事に係る助成金（以下「建築工事助成金」という。）の額とを合算した額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。

除却工事助成金の額		「第4条第1号に掲げる経費の額」と「助成対象老朽建築物の床面積（㎡）×36,000円」とを比較していずれか少ない方の額
建築設計等助成金の額	都要綱第9条の表に規定する戸建建替えの場合	「第4条第2号に掲げる経費の額」と「不燃化建築物の1階から3階までの床面積を合算した面積（住宅部分に限る。）に応じて別表第1に掲げる額」とを比較

		していずれか少ない方の額
	都営第9条の表に規定する共同建替の場合	「第4条第2号に掲げる経費の額」と「別表第2に掲げる業務報酬額(不燃化建築物の延べ床面積に応じて算出する。)」とを比較していずれか少ない方の額×補助対象面積率(不燃化建築物の延べ床面積に占める住宅部分の床面積の割合をいう。)×2/3
建築工事助成金の額		不燃化建築物の1階から3階までの床面積を合算した面積(住宅部分に限る。)に応じて別表第3-1～3-3に掲げる額

- 2 前項に定める助成金の額のうち、除却工事助成金の額と建築設計等助成金の額を合算した額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)は、220万円を上限とする。

(助成対象工事の承認の申請手続)

第7条 助成金の交付を受けようとする者は、助成対象工事(助成対象工事に係る請負契約の締結を含む。)を行う前に、あらかじめ、この要綱に定める助成の条件を了解のうえ、葛飾区不燃化特区建替え助成対象工事承認申請書(第1号様式)に区長が別に定める書類を添えて区長に申請をしなければならない。

- 2 前項に定める書類のほか、助成金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる場合に応じて当該各号に定める書類を区長に提出しなければならない。

- (1) 助成対象老朽建築物の所有者と申請者が異なる場合 所有者と申請者の関係が分かる書類
- (2) 助成対象老朽建築物又は不燃化建築物が共有又は区分所有の建築物である場合 共有者又は区分所有者の1人が助成金の申請をすること及び助成金を受領することに同意する旨を証する書類
- (3) 助成対象老朽建築物が長屋区分所有部分である場合 当該長屋区分所有部分を有する長屋の所有者全員が助成対象工事を行うことについて同意している旨を証する書類

(助成対象工事の承認及び不承認)

第8条 区長は、前条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、助成対象工事として承認をするときは葛飾区不燃化特区建替え助成対象工事承認通知書(第2号様式)により、助成対象工事として承認をしないときは、葛飾区不燃化特区建替え助成対象工事不承認通知書(第3号様式)により、申請者に通知する。

(承認の取消し)

第9条 区長は、前条の規定により承認を受けた申請者が次のいずれかに該当するときは、当該承認を取り消すことができる。

- (1) 法及び他の関係法令に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により助成の承認を受けたとき。
- (3) 助成の承認の内容又はこれに付した条件に反したとき。

2 区長は、前項の規定により承認を取り消したときは、速やかに葛飾区不燃化特区建替え助成対象工事承認取消通知書(第4号様式)により、申請者に通知する。

(着手届)

第10条 第8条の規定により承認を受けた申請者は、助成対象工事に係る請負契約の締結を行ったときは、助成対象工事に着手する前に葛飾区不燃化特区建替え助成対象工事着手届(第5号様式)に区長が別に定める書類を添えて、区長に提出しなければならない。

(変更の承認)

第11条 第8条の規定により承認を受けた申請者は、助成対象工事の内容の変更(工期の変更その他の軽微な変更を除く。以下同じ。)をしようとするときは、変更を行う前に葛飾区不燃化特区建替え助成対象工事承認事項変更申請書(第6号様式)に区長が別に定める書類を添えて区長に申請をしなければならない。

2 区長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、助成対象工事の内容の変更の承認をしたときは葛飾区不燃化特区建替え助成対象工事承認事項変更承認通知書(第7号様式)により、変更の承認をしないときは葛飾区不燃化特区建替え助成対象工事承認事項変更不承認通知書(第8号様式)により、申請者に通知する。

(取止め)

第12条 第8条又は前条第2項の規定により承認を受けた申請者は、次に掲げる行為をするときは、葛飾区不燃化特区建替え助成対象工事承認取止届(第9号様式)を区長に提出しなければならない。

- (1) 助成対象工事を取り止めるとき。
- (2) 助成対象工事の承認の申請を撤回するとき。

2 区長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに葛飾区不燃化特区建替え助成対象工事承認取消通知書(第4号様式)により、申請者に通知する。

(助成金の交付申請)

第13条 第8条又は第11条第2項の規定により承認を受けた申請者は、助成対象工事を完了したときは、速やかに葛飾区不燃化特区建替え助成金交付申請書（第10号様式）に区長が別に定める書類を添えて、助成金の交付の申請をしなければならない。

（助成金の交付決定）

第14条 区長は、前条の申請があったときは、助成対象工事に係る審査及び現地調査を行い、助成金の交付の可否及びその額を決定する。

2 区長は、前項の規定により助成金を交付すること及びその額を決定したときは、葛飾区不燃化特区建替え助成金交付決定通知書（第11号様式）により、交付決定しないことを決定したときは、葛飾区不燃化特区建替え助成金不交付通知書（第12号様式）により申請者に通知する。

（助成金の交付請求及び交付）

第15条 前条第2項の規定により助成金の交付の決定の通知を受けた申請者は、速やかに葛飾区不燃化特区建替え助成金請求書（第13号様式）を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の規定による請求があったときは、速やかにその内容を審査し、当該請求をした申請者（以下「請求者」という。）に対して助成金を交付するものとする。

（交付決定の取り消し）

第16条 区長は、請求者が次のいずれかに該当するときは、第14条第1項の規定による助成金の交付の決定を取り消すことができる。

- （1） 法及び他の関係法令に違反したとき。
- （2） 虚偽の申請その他不正な手段により交付の決定を受けたとき。
- （3） 交付の決定の内容又はこれに付した条件に反したとき。

2 区長は、前項の規定により、助成金の交付の決定を取り消したときは、葛飾区不燃化特区建替え助成金交付決定取消通知書（第14号様式）により、請求者に通知する。

（助成金の返還）

第17条 区長は、前条の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

（重複助成の禁止）

第18条 区長は、この要綱に基づく助成金以外の助成を受けて、助成対象工事が行われた場合は、助成金の一部又は全部の交付を行わないことができる。

(助言)

第19条 区長は、申請者に対して、助成対象工事に係る老朽建築物及び不燃化建築物の安全性の向上が図られるよう助言を行うことができる。

(その他)

第20条 前条までに定めるもののほか、助成金の交付については、葛飾区補助金等交付規則（昭和40年葛飾区規則第55号）の定めるところによる。

2 前項に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月21日から施行し、同月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成30年7月12日から施行し、同月2日から適用する。

付 則

この要綱は、平成30年10月12日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年10月4日から施行し、同月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和2年3月23日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月8日から施行し、同月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和2年10月14日から施行し、同月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年4月12日から施行し、同月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和4年4月11日から施行し、同月1日から適用する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年5月25日から施行し、同月18日（以下「適用日」という。）から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の第6条の表除却工事助成金の額の項の規定は、適用日以後の第14条第1項の規定による除却工事助成金の交付の決定について適用し、適用日前の同項の規定による除却工事助成金の交付の決定については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、令和5年4月12日から施行し、同月1日から適用する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年5月1日から施行し、同年4月27日（以下「適用日」という。）から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の第6条の表除却工事助成金の額の項の規定は、適用日以後の第14条第1項の規定による除却工事助成金の交付の決定について適用し、適用日前の同項の規定による除却工事助成金の交付の決定については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月23日から施行し、同月18日（以下「適用日」という。）から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の第6条の表除却工事助成金の額の項の規定は、適用日以後の第14条第1項の規定による除却工事助成金の交付の決定について適用し、適用日前の同項の規定による除却工事助成金の交付の決定については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年7月16日から施行し、同月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の第6条の表建築設計等助成金の額の項の規定は、適用日以後の第14条第1項の規定による建替工事助成金の交付の決定について適用し、適用日前の同項の規定による建替工事助成金の交付の決定については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、令和7年3月6日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月10日から施行し、同月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、適用日以後の第14条第1項の規定による建替工事助成金の交付の決定について適用し、適用日前の同項の規定による建替工事助成金の交付の決定については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年5月26日から施行し、同月16日（以下「適用日」という。）から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の第6条の表除却工事助成金の額の項の規定は、適用日以後の第14条第1項の規定による除却工事助成金の交付の決定について適用し、適用日前の同項の規定による除却工事助成金の交付の決定については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この要綱の施行の日以後の第14条第1項の規定による建替

工事助成金の交付の決定について適用し、同日前の同項の規定による建替工事助成金の交付の決定については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年5月28日から施行し、同月20日（以下「適用日」という。）から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の第6条の表除却工事助成金の額の項の規定は、適用日以後の第14条第1項の規定による除却工事助成金の交付の決定について適用し、適用日前の同項の規定による除却工事助成金の交付の決定については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、令和8年7月2日から施行する。

別表第1（第6条関係）

不燃化建築物の1階から3階までの床面積を合算した面積（住宅部分に限る。）	額（単位：千円）
0 m ² 以上 5 m ² 未満	1,014
5 m ² 以上 10 m ² 未満	1,086
10 m ² 以上 15 m ² 未満	1,158
15 m ² 以上 20 m ² 未満	1,230
20 m ² 以上 25 m ² 未満	1,302
25 m ² 以上 30 m ² 未満	1,374
30 m ² 以上 35 m ² 未満	1,446
35 m ² 以上 40 m ² 未満	1,518
40 m ² 以上 45 m ² 未満	1,590
45 m ² 以上 50 m ² 未満	1,662
50 m ² 以上 55 m ² 未満	1,734
55 m ² 以上 60 m ² 未満	1,806
60 m ² 以上 65 m ² 未満	1,878
65 m ² 以上 70 m ² 未満	1,950
70 m ² 以上 75 m ² 未満	2,022
75 m ² 以上 80 m ² 未満	2,094
80 m ² 以上 85 m ² 未満	2,166
85 m ² 以上 90 m ² 未満	2,238
90 m ² 以上 95 m ² 未満	2,310
95 m ² 以上 100 m ² 未満	2,382
100 m ² 以上 105 m ² 未満	2,454
105 m ² 以上 110 m ² 未満	2,526
110 m ² 以上 115 m ² 未満	2,598
115 m ² 以上 120 m ² 未満	2,670
120 m ² 以上 125 m ² 未満	2,742
125 m ² 以上 130 m ² 未満	2,814
130 m ² 以上 135 m ² 未満	2,886
135 m ² 以上 140 m ² 未満	2,958
140 m ² 以上 145 m ² 未満	3,030
145 m ² 以上 150 m ² 未満	3,102
150 m ² 以上 155 m ² 未満	3,174
155 m ² 以上	3,239

別表第2（第6条関係）

助成対象 床面積	業務量						直接人件費 (円)	業務報酬額 (円)	
	設計 (A)			工事監理 (B)					合計
	総合	構造	設備	総合	構造	設備	(C) = (A) + (B)	(D) = (C) × 5,312.5	(E) = (D) × 2.1×1.10
100 m ²	190	68	37	100	15	18	428	2,273,750	5,252,363
150 m ²	250	94	53	140	21	25	583	3,097,188	7,154,503
200 m ²	320	110	68	170	27	33	728	3,867,500	8,933,925
300 m ²	430	160	98	220	39	47	994	5,280,625	12,198,244
500 m ²	640	240	150	320	61	74	1,485	7,889,063	18,223,734
750 m ²	870	330	220	430	87	100	2,037	10,821,563	24,997,809
1,000 m ²	1,000	410	290	530	110	130	2,470	13,121,875	30,311,531
1,500 m ²	1,400	570	410	700	150	190	3,420	18,168,750	41,969,813
2,000 m ²	1,800	710	540	860	200	250	4,360	23,162,500	53,505,375
3,000 m ²	2,500	980	770	1,100	290	370	6,010	31,928,125	73,753,969
5,000 m ²	3,600	1,400	1,200	1,600	450	580	8,830	46,909,375	108,360,656
7,500 m ²	5,000	2,000	1,700	2,100	650	840	12,290	65,290,625	150,851,344
10,000 m ²	6,200	2,500	2,200	2,600	840	1,000	15,340	81,493,750	188,250,563
15,000 m ²	8,400	3,500	3,200	3,500	1,200	1,500	21,300	113,156,250	261,390,938
20,000 m ²	10,500	4,300	4,200	4,300	1,500	2,000	26,800	142,375,000	328,886,250
30,000 m ²	18,000	6,400	6,500	5,600	1,900	2,800	41,200	218,875,000	505,601,250
50,000 m ²	27,400	9,800	10,400	8,000	2,900	4,400	62,900	334,156,250	771,900,938
75,000 m ²	38,400	13,500	15,100	10,600	4,100	6,300	88,000	467,500,000	1,079,925,000
100,000 m ²	48,700	17,100	19,700	12,900	5,300	8,100	111,800	593,937,500	1,371,995,625

備考

- 1 表中の助成対象床面積とは、延べ床面積をいう。
- 2 助成対象床面積が基準となる床面積でない場合は、直線補間して算定すること。また、助成対象床面積が100 m²未満の場合は、100 m²と150 m²とを直線補間して算出した一次関数を適用して算出すること。
- 3 直接人件費は令和8年2月17日付国土交通省プレス資料「令和8年3月から適用する設計業務委託等技術者単価について」における技師（C）の日額単価を採用する。
(42,500円/8=5,312.5円/時)

別表 3-1 (第 6 条関係) 木造→耐火建築物等

補助対象床面積	金額	補助対象床面積	金額	補助対象床面積	金額
m ² 以上 m ² 未満	千円	m ² 以上 m ² 未満	千円	m ² 以上 m ² 未満	千円
～ 5	0	120 ～ 130	1,194	380 ～ 400	2,763
5 ～ 10	50	130 ～ 140	1,294	400 ～ 420	2,862
10 ～ 15	99	140 ～ 150	1,394	420 ～ 440	2,962
15 ～ 20	149	150 ～ 160	1,493	440 ～ 460	3,061
20 ～ 25	199	160 ～ 170	1,593	460 ～ 480	3,161
25 ～ 30	249	170 ～ 175	1,692	480 ～ 500	3,260
30 ～ 35	298	175 ～ 180	1,742	500 ～ 550	3,360
35 ～ 40	348	180 ～ 200	1,767	550 ～ 600	3,509
40 ～ 45	398	200 ～ 220	1,867	600 ～ 650	3,659
45 ～ 50	448	220 ～ 240	1,966	650 ～ 700	3,808
50 ～ 60	498	240 ～ 260	2,066	700 ～ 750	3,957
60 ～ 70	597	260 ～ 280	2,165	750 ～ 800	4,107
70 ～ 80	697	280 ～ 300	2,265	800 ～ 850	4,256
80 ～ 90	796	300 ～ 320	2,364	850 ～ 900	4,405
90 ～ 100	896	320 ～ 340	2,464	900 ～ 950	4,555
100 ～ 110	995	340 ～ 360	2,563	950 ～ 1,000	4,704
110 ～ 120	1,095	360 ～ 380	2,663	1,000 ～	4,853

(注) 補助対象床面積とは、一般建築助成費は地上 1 階から 3 階までの床面積の合計をいう。

別表 3-2 木造→準耐火建築物等

補助対象床面積		金額	補助対象床面積		金額	補助対象床面積		金額
m ² 以上	m ² 未満	千円	m ² 以上	m ² 未満	千円	m ² 以上	m ² 未満	千円
	～ 5	0	120	～ 130	1,109	380	～ 400	2,564
5	～ 10	46	130	～ 140	1,201	400	～ 420	2,657
10	～ 15	92	140	～ 150	1,294	420	～ 440	2,749
15	～ 20	138	150	～ 160	1,386	440	～ 460	2,842
20	～ 25	185	160	～ 170	1,478	460	～ 480	2,934
25	～ 30	231	170	～ 175	1,571	480	～ 500	3,026
30	～ 35	277	175	～ 180	1,617	500	～ 550	3,119
35	～ 40	323	180	～ 200	1,640	550	～ 600	3,257
40	～ 45	369	200	～ 220	1,733	600	～ 650	3,396
45	～ 50	416	220	～ 240	1,825	650	～ 700	3,535
50	～ 60	462	240	～ 260	1,917	700	～ 750	3,673
60	～ 70	554	260	～ 280	2,010	750	～ 800	3,812
70	～ 80	647	280	～ 300	2,102	800	～ 850	3,951
80	～ 90	739	300	～ 320	2,195	850	～ 900	4,089
90	～ 100	832	320	～ 340	2,287	900	～ 950	4,228
100	～ 110	924	340	～ 360	2,380	950	～ 1,000	4,366
110	～ 120	1,016	360	～ 380	2,472	1,000	～	4,505

(注) 補助対象床面積とは、地上1階から3階までの床面積の合計をいう。

別表 3-3 準耐火建築物等→耐火建築物等

補助対象床面積		金額	補助対象床面積		金額	補助対象床面積		金額
m ² 以上	m ² 未満	千円	m ² 以上	m ² 未満	千円	m ² 以上	m ² 未満	千円
	～ 5	0	120	～ 130	86	380	～ 400	198
	5 ～ 10	3	130	～ 140	93	400	～ 420	205
	10 ～ 15	7	140	～ 150	100	420	～ 440	212
	15 ～ 20	10	150	～ 160	107	440	～ 460	219
	20 ～ 25	14	160	～ 170	114	460	～ 480	227
	25 ～ 30	18	170	～ 175	121	480	～ 500	234
	30 ～ 35	21	175	～ 180	125	500	～ 550	241
	35 ～ 40	25	180	～ 200	127	550	～ 600	252
	40 ～ 45	28	200	～ 220	134	600	～ 650	262
	45 ～ 50	32	220	～ 240	141	650	～ 700	273
	50 ～ 60	35	240	～ 260	148	700	～ 750	284
	60 ～ 70	43	260	～ 280	155	750	～ 800	294
	70 ～ 80	50	280	～ 300	162	800	～ 850	305
	80 ～ 90	57	300	～ 320	169	850	～ 900	316
	90 ～ 100	64	320	～ 340	177	900	～ 950	327
	100 ～ 110	71	340	～ 360	184	950	～ 1,000	337
	110 ～ 120	78	360	～ 380	191	1,000	～	348

(注) 補助対象床面積とは、一般建築助成費は地上1階から3階までの床面積の合計をいう。